

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	9	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを統一的なシステムを活用しオンライン完結できるようにすること

## 提案団体

釧路市

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること。  
併せて、鳥獣の飼養登録関係についても同システムで完結できるようにすること。

## 具体的な支障事例

### 1. 鳥獣捕獲許可

#### 【現行制度について】

鳥獣捕獲許可についての申請や許可証の交付等については、対象鳥獣の種類や捕獲場所により許可申請を提出する行政機関が異なる。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という)第9条第2項)

当市では、北海道から権限移譲されている鳥獣の許可申請等の業務を対応しており、提出があった申請書等の内容を確認、審査票で判断し、許可証や従事者証を交付している。(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(以下「道条例」という)第2条)(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項)

#### 【支障事例】

許可証(従事者証)等を作成する際、「申請書」および「従事者名簿」から住所や氏名を転記する必要があるため、事務処理の手間や確認作業の負担が増えるだけでなく、転記ミスが発生している。

また、許可した際にはその旨を振興局および警察に対して通知しており、その通知文や従事者名簿等の発送の手間および郵送料がかかっている。

さらに、許可の有効期間が満了したとき、30日以内に許可証(従事者証)を返納し、結果報告書を提出することが定められているが、許可者の中には期日を過ぎてからの返納・提出となる場合がある。

### 2. 鳥獣の飼養登録関係

#### 【現行制度について】

鳥獣の飼養について、北海道から権限移譲されている鳥獣については、市で飼養登録(新規・更新・返納等)をしている。(鳥獣保護管理法第19条第2項)(道条例第2条)

#### 【支障事例】

飼養登録票等を交付した鳥獣については、鳥獣が死亡・他都市に譲受しない限り毎年の更新作業があるが、更新申請や鳥獣の死亡・譲受の報告が遅延する事例が多く見られる。

また、譲受や譲渡の場面では他都市とやり取りするが、登録票交付の通知をした施設等から連絡が遅延することがある。

### 3. 共通

#### 【現行制度について】

北海道に対して、「鳥獣捕獲許可」の許可証(従事者証)交付件数や捕獲数、「鳥獣の飼養登録関係」の鳥獣別飼養数を鳥獣関係統計として毎年報告している。

また、権限移譲を受けている事務について、事務処理件数を北海道に毎年報告している。

#### 【支障の解決策】

国・都道府県・市町村で統一的なシステムを整備しオンラインで完結できるようにすること。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### 1. 鳥獣捕獲許可

統一したシステムがあり窓口が統一されることで、対象鳥獣の種類や捕獲場所によって申請する行政機関が異なっても、申請者は各行政機関に出向くことなく、一元的に手続を行うことが可能となる。

転記ミス等を防止できる。

許可証(従事者証)を電子交付することができれば、公印の押印作業等の事務処理の手間がより削減される。

許可証(従事者証)の電子交付により、有効期間が満了したとき許可証(従事者証)が失効する仕組みを作れば返納の手間がなくなる。

各行政機関で関係のある許可についてはシステムから通知され、ダウンロードできるようになれば、各行政機関間(振興局⇄市町村等)で許可通知を送付する必要がなくなる。

#### 2. 鳥獣の飼養登録関係

毎年の更新作業が容易になる。

他都市とやり取りのある譲受や譲渡がシステム上で可能となる。

#### 3. 共通

毎年照会がある、「鳥獣関係統計」および「権限移譲事務処理件数」の集計・報告作業が削減される。

### 根拠法令等

—

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊田市、寝屋川市、山口県

○起案の段階で許可証や従事者証の住所や氏名の転記誤りがある。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	66	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

再商品化計画の認定後における管理及び検査業務に係るガイドラインの策定等

## 提案団体

新宿区

## 制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

## 求める措置の具体的内容

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

再商品化計画の認定後に自治体が行うこととなる管理業務や検査業務では、専門的知識や経験に基づく判断が必要となるため、多大な時間と労力を要している。また、自治体の裁量によるところが大きいと、自治体によって対応に差が出る懸念がある。

現地で確認する自治体や職員によって、判断に差が生じる可能性があり、そのため、同一の再商品化事業者を複数の自治体が利用する場合、自治体間での判断が異なることにより、当区の再商品化業務にも影響を及ぼす可能性があり、再商品化の安定性を妨げる恐れがある。

### 【支障の解決策】

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等を整備することで、支障が解決すると考える。

具体的には、①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドライン、②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアル、③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルを作成いただきたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ベール検査、現地確認、再商品化製品分析調査を実施する際に、実施者としての知識や経験が無いため苦慮した。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務計画の作成に要する労力の削減が期待できる。また、自治体による対応の差を軽減し、統一的な管理を行うことで、広域的な再商品化業務の安定化が期待できる。

## 根拠法令等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則第4条、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第11条第4号、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスタッ

ク使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	69	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

## 提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

## 求める措置の具体的内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在 e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。

○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出

(年間届出件数)

提案団体: 3件

共同提案団体 A: 1件

## 具体的な支障事例

### 【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。

### 【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

各法令の施行状況調査の集計報告作業の事務量の負担がある。

### 【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、DX の推進が可能となる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時

間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。  
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

#### 根拠法令等

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	70	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

## 提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省、環境省

## 求める措置の具体的内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きを e-Gov 上で完結させること。

なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続きを電子化する上での支障はない。

○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願

○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出

(年間登録・届出件数)

提案団体: 約 1250 件

共同提案団体 A: 61 件

## 具体的な支障事例

### 【環境法令の申請・届出制度について】

現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運ぶ必要がある。

一部の自治体では、電子申請やキャッシュレス納付が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。

### 【行政の事務について】

自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。

申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。

### 【支障の解決策】

これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、キャッシュレス化、DX の推進が可能となり、e-Gov 上でのオンライン完結が実現する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。  
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

根拠法令等

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）  
フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	89	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託

## 提案団体

岡山県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

## 求める措置の具体的内容

公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。

## 具体的な支障事例

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項では、診療報酬の「審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することができる。」としているが、委託先に係る政令は制定されていない。

一方、昭和49年9月28日環企第109号「公害健康被害補償法等の施行について」第三1(4)では、「公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託することはできないものであること。具体的には、都道府県等に診療報酬審査委員を設けて実施されたいこと。」とされている。

被認定者数の減少により、審査件数も減少し、診療報酬審査会の運営も非効率となっている。また支払事務に当たっては、診療報酬の専門的知識が必要となってくるが、自治体として診療報酬事務に精通している職員の配置が難しく、継続的に安定した事務を行うことが困難となっている。

そのため、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金及び独立行政法人環境再生保全機構等、適切な機関への委託等ができるようにすることを求める。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金への委託の場合、公害医療機関はレセプトの提出先を一本化できる。

各自治体は、審査・支払事務が削減されることから事務負担の軽減になる。また、事務の平準化が図られる。

## 根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第2項  
社会保険診療報酬支払基金法第15条第2項  
独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	116	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

マイクロチップを活用して狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とすること

## 提案団体

流山市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

## 求める措置の具体的内容

狂犬病予防注射済票の市町村窓口での交付を廃止するため、動物愛護管理法第 39 条の7第2項で定める市町村長から交付された鑑札とみなす登録方法と同様に、狂犬病予防注射の接種履歴について環境大臣の登録を受け、当該犬の所在地の市町村長の求めに応じ、注射履歴等の通知があった場合に、この通知をもって、マイクロチップを市町村長から交付された注射済票とみなすことを求める。

## 具体的な支障事例

近年デジタル化が進んでいる中、「書かない窓口」や「行かない窓口」といった施策を進める自治体が増えている。また、スマートフォンの普及や教育分野におけるタブレット端末導入など、デジタルが身近になってきている。このような流れの中で、当市は、動物愛護管理法第 39 条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している。しかし、特例制度により犬の鑑札を交付しないことが認められている一方で、未だ狂犬病予防注射済票を交付しなければならないため、住民にとっては市役所窓口に行かなければならない負担が、行政にとっては窓口業務や狂犬病予防注射済票を管理しなければならない負担や自治体間で予防注射履歴確認のため原簿請求しなければならない負担が、それぞれ残っており、住民の利便性向上及び行政の効率化の妨げとなっている。

狂犬病予防注射済票の交付手続について、当市においては電子申請を開始したところではあるが、さらに進めて、国においては予防注射履歴を犬と猫のマイクロチップ情報登録システムと連携するなどマイクロチップの活用が進めば、職員減少や地域課題の複雑化が進む自治体にとっても、高齢化が進む犬の飼い主にとっても、負担が少ない制度となる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

狂犬病予防注射済票の交付を受けるため、市役所窓口に行かなければならず、飼い主自身や家族が対応できればよいが、それができないケースもある。また、毎年度、窓口等で受け取った予防注射済票を犬につけることは飼い主にとって大きな負担となっている。

## 制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

狂犬病予防注射履歴の管理が電子登録のみで済むことにより、住民側としては注射済票を受け取るための移動や時間の制限がなくなる。自治体としては、窓口業務の減少が見込まれ、他の業務に振り分けが可能となる。また、狂犬病予防法の特例制度のメリットも大きくなる。

根拠法令等

狂犬病予防法第5条、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、伊丹市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とするシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負担が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票の交付においては、窓口で交付手数料の支払いが必要。マイクロチップに注射記録を登録する際に、済票交付料金を同時に支払うことのできる仕組みができれば事務負担の軽減になる。

○当市では、市内動物病院又は集合注射会場にて接種した際は、その場で予防注射済票を交付している。市外の動物病院で接種した際は、市役所窓口で予防注射済票の交付を行っており、飼い主や窓口業務の負担となっている。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	123	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理

## 提案団体

伊丹市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

## 求める措置の具体的内容

狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。  
併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。

## 具体的な支障事例

当市においては、犬の飼い主は、毎年度狂犬病予防注射接種後に市役所に来庁し、狂犬病予防注射済票の交付を受ける必要がある。また、犬の飼い主が新たに他市町村から転入した場合、予防注射接種履歴の確認のために、転入元市町村に郵送による原簿請求を行っており、多大な事務負担が発生しているところ。  
さらに、動愛法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」のみなし規定により鑑札交付事務が不要となっても、上記のとおり、予防注射済票の窓口交付及び転出入に伴う予防注射接種履歴把握のための原簿請求等の事務負担が残ることが、特例参加への支障となっており、自治体の参加が進まない状況である。  
オンライン登録等デジタル化により、全国的に予防注射接種履歴を一元管理することで、事務が容易となり、また「狂犬病予防法の特例制度」と併せて犬の飼い主が自治体窓口に来庁する必要性もなくなり、住民及び自治体にとって効率的な制度となる。  
さらに、マイクロチップの識別番号等により予防注射接種履歴が紐づけることができれば、自治体における犬の登録と予防注射接種履歴管理の事務がより効率的なものとなる他、警察においてはマイクロチップリーダーを用いてその場で注射済であるかを確認することができるため注射済票の必要がなくなる他、自治体への捜査関係事項照会が不要となる。  
なお、接種履歴の一元化にあたり委託事業や郵送等により自治体から飼い主に対して狂犬病予防注射済票を交付することも考えられるが、他の事務においても自治体からの郵送物を確認しない事例が多発していることから、注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える方向での検討が必要である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「狂犬病予防法の特例制度」と併せて実施することで、住民が市役所窓口に来庁する必要がなくなる。  
注射済票紛失に起因する再発行が必要なくなる。

犬の飼い主の転入転出時に発生していた事務負担が軽減される。  
警察による捜査関係事項照会が不要となる。

#### 根拠法令等

狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会

○当区でも同様に特例制度に参加しており、犬の登録がオンラインで可能である一方、注射済票交付申請は窓口での手続きが必要である。済票交付申請を区独自でオンライン化した場合、済票の郵送、交付手数料・送料の徴収等の事務量が増加するため、事務の効率化に繋がらない。済票を鑑札と同じようなマイクロチップのみなし制度とした場合、済票交付に係る事務量が軽減するとともに、住民の利便性向上にも繋がる。

○次の3点の課題から、狂犬病予防注射履歴のオンライン一元管理とするシステムの整備が望ましい。

①犬システム導入に多額の費用が掛かっている

②マイクロチップ情報登録システムを犬システムに組み込むために、システム改修費用が掛かる。

③狂犬病予防注射履歴等の管理に事務負担が掛かっている。

○当市も、動物愛護管理法第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加している為、市民や行政業務における負担を感じている。

○注射済票交付に伴う窓口手続きが事務負担となっている。オンラインによる一元管理が行われれば、済票交付や再発行が不要となり、転入時の確認の事務負担が減る。

○注射済票に代わる証明書類等や、MCにおける接種履歴を当市の原簿システムにインプットする必要があり、これに伴うシステム改修など課題があると思われるが、これらすべてが全国統一的に構築されたシステムを全国のすべての自治体が活用出来れば、接種状況の把握と併せて転入転出等の異動に係る市町村間のやり取りが不要となり事務の効率化につながるものと考えられる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	127	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し

## 提案団体

山梨県

## 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。

## 具体的な支障事例

公有地の拡大の推進に関する法律により、土地開発公社の解散において、「清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない」と規定がある。インターネット版官報の普及により、3回公告する必要性が感じられず、また、掲載までの2週間に、校正事務も発生し、地方公共団体の負担となっている。  
このほか、地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても、同様の制度となっており、併せて見直されたい。  
なお、会社法においては、会社解散時の債権者保護手続きとして、1回以上の官報公告となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

民間企業と比較すると、官報掲載のための時間や費用が3倍となっている。

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

官報掲載のための時間や費用が1/3となり、地方公共団体の事務負担の軽減に繋がる。

## 根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法、地方独立行政法人法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、川崎市

—

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	210	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定

## 提案団体

津市

## 制度の所管・関係府省

警察庁、法務省、環境省

## 求める措置の具体的内容

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ(特に金属や古紙などの資源ごみ)の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。

## 具体的な支障事例

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)を、金銭目的で買い取り業者へ持ち込む行為(以下、「持ち去り行為」という。)は、自治体のリサイクル資源による財源に影響を与えるとともに、資源循環型社会の妨げとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、資源ごみの持ち去り行為は、廃棄物の処理(資源ごみの売払いによる財源)への影響や不法投棄、市民のごみ分別に対する意識の低下に繋がる可能性がある。このような中、家庭ごみ一時集積所において、ごみの所有者(占有者)によって排出されてから市町村又は市町村の委託業者によって収集される間の資源ごみの所有権(占有権)がどこに帰属するのか、また持ち去り行為への対応については、条例制定など自治体によってその対応にバラツキがある。このような状況が、一部の悪質行為者が、場所を変え、持ち去り行為を継続させる温床となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)の持ち去り行為を行う者に対する不審感や、持ち去り行為の際の危険な行為(危険運転や暴言など)に対する恐れを抱いている市民から、自治体や警察に通報が多々ある。さらに、通報を受けた関係者は、その対応に追われることになり、事務負担の増加にもなっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

持ち去り行為の対応等の考え方が明確となることにより、持ち去り行為への対応が迅速化、不適正処理防止(持ち去り行為の減少)等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進が図られる。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、第6条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市

○資源回収当日7時から9時は自治会より当番が立っているが、前日夜間や当日9時以降は当番不在となるため、持ち去りが発生するリスクは存在している。資源物の店頭回収を実施する店舗の増加や新聞の販売店回収、詰め替え用商品の普及等もあり、資源物の回収量は減少の一途をたどっており、持ち去りによる回収量の減少量は、回収量に応じて交付する補助金にも影響を及ぼすこととなる。資源物の所有権は市にあり、持ち去りは窃盗に該当することは周知しているが、持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などが提示されれば、より強い持ち去り禁止の意識の醸成と周知が図られることが期待される。

○当市においても持ち去り行為を規制する条例制定を検討しており、所有権についても統一的な考え方があると助かる。

○ごみ集積所における不燃物排出の中から、資源として価値のあるもの（鉄屑等）をあさり、持ち去るケースが散見されている。当市は現行犯を確認できれば指導しているが、その対応では有効的な対策とは言えない。

○当市においても、地域のごみステーションから金属類や小型家電、空き缶といった資源物の持ち去り行為が多発しており、市民から目撃情報が毎週通報されている。また、持ち去り行為者の中には集団（複数の車両）によって地域を巡回し、持ち去り行為をしているケースが見受けられ、市民が安心してごみ出しできる環境を脅やかしている。地域のパトロールを実施し、持ち去り行為を現認した際に警告を行ったり、条例に基づき勧告、命令を行っているが、近年では職員を見ると逃げ出したり、警告書の受け取りを拒否するケースも多く、持ち去り行為への取り締まりに苦慮している。金属類や小型家電、アルミ缶など持ち去りが目立つごみに対して、ステーション収集に限らず、市内環境センターでの受け入れを開始する等持ち去り行為を防ぐ対策を講じているが、今後、更なる効果的な対策の検討、実施が必要である。

○当市においても、資源物の持ち去り行為が常態化しており、条例により資源物の所有権を市とし、市以外の者が収集・運搬することを禁止している。現在、法には規定がないため、持ち去りに対するガイドラインは必要と考えます。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	211	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

## 提案団体

津市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

## 具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者(以下「行為者」という。)に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要があり、都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関して関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となるとのことで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的また適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書等の交付請求方法の変更について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

○新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。

○ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができていない状況である。

○当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。

○一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	230	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等

## 提案団体

宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

## 求める措置の具体的内容

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。
- 2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めているマニフェストの報告書の提出について、紙面のマニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受けた報告内容とを統合してデータベース化すること。  
なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。

## 具体的な支障事例

### (1の支障事例)

当県において令和6年度の報告対象事業者は325件であり、例年300件を超過している。加えて、環境省は毎年「産業廃棄物行政組織等調査」にて、当該計画及び報告内容の集計と報告を各自治体に求めている。当県は、当該計画及び報告のデジタル化を行うことで、対象事業者の負担と集計作業に要する職員の負担を軽減することを目標として平成26年度から「産廃報告ネット」という電子申請システムを独自開発し運用保守しているが、県独自に開発しているシステムである以上、法で定める計画及び報告の設問が改訂となれば都度改修が必要となるなど、その維持にコストを要するものである。なお、令和6年11月6日には当該計画及び報告の変更についてアンケート調査があるなど、システムの大規模改修が今後必要となる可能性が窺える。

### (2の支障事例)

当県において、令和6年度の報告件数(紙面のマニフェストを使用している事業者によるもの)は4,988件であり、その集計には例年手間を要しているほか、有効な活用が十分にできていない実態がある。一方、事業者が電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターがそのデータを収集し、CSVデータとしてダウンロードできるよう設定されており、廃棄物の処理状況が確認できるよう設定されている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の方から、業務効率化のために、他の自治体でもオンラインで報告したいとの意見を伺うことがある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（1について）

当該報告及び計画の提出をオンラインで実施できるよう整備することで、事業者の利便性が向上するほか、産業廃棄物行政組織等調査にて国が地方自治体に求める集計業務をシステム上で実施できるようになり、行政の業務効率化につながるものと考えられる。

（2について）

当該報告がオンラインで提出できるようになれば事業者の利便性が向上する。また、そこで得られるデータと情報処理センターが収集している電子マニフェストのデータとを統合し管理することが可能となれば、産業廃棄物の不適正な処理を探知することができる有益な情報を得られるものと考えられる。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第9項及び第 10 項、第 12 条の2第 10 項及び第 11 項並びに第 12 条の3第 7 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市

○当県においては、多量排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画及び実施状況報告は、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。当県でも、その報告データを環境省が毎年実施している産業廃棄物行政組織等調査として報告するために、集計作業に時間を要している。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

当県においては、紙面のマニフェストを用いている事業者から提出されるマニフェスト報告書について、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

○多量排出事業者制度については、法に基づく全国統一的なものであることから、デジタル化も全国統一的に行われることが、報告書等提出者の負担軽減の観点も含め効率的である。また、デジタル化においては、報告書等の提出だけでなく、報告書等の公表も可能となるようにシステム設計いただきたい。

○当市では、令和6年度多量排出事業者該当した事業者は約 265 件ほどである。例年、環境省より照会のある産業廃棄物行政組織調査等にて、報告書の集計と報告を求められているが国が統一のシステムで電子化をすることで職員の集計業務時間が省略され、業務の効率化につながるものと考えられる。

紙媒体のマニフェスト報告については、容易に集計できない。電子化することで事業者の利便性が向上し、また集計が容易になり作業効率が上がると考えられる。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	239	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置の届出要否の明確化

## 提案団体

高知県、香川県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者より都道府県に届出される施設設置の届出について、届出の要否が明確となるよう事例集や Q&A の作成を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

大気汚染防止法第6条、第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第12条(以下「2法律」という)により、ばい煙発生施設等特定施設を設置する事業者は、管轄都道府県に施設設置の届出を行わなければならない。当県では、届出前に事業者と事前相談を実施し、届出の要否について判断をする。その結果、届出の必要性がある場合は事業者からの届出を受理し、審査を経て受理通知を发出している。

### 【支障事例】

法律に基づき全国一律に対応することが法律や通知だけでは困難な点がある。

届出の要否について判断に迷う事例がある場合は、環境省に問合せ、同省から明確な回答が得られなかった場合には近隣の都道府県に過去の類似事例について同省に問合せをした際の回答の共有を依頼している。

(例えば、①大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設(堆積場)について、昭和46年8月25日付け環大企5号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」で規定されている『長期にわたって』の期間の判断、②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設のうち廃棄物焼却炉について、平成9年9月30日付け衛環第251号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知で規定されている『複数の焼却室が同一の設置者の下で近接して設置される場合の一体として機能していると判断されるもの』の一体として機能しているか否かの判断。)

当県への、2法律に基づく、新たに施設を設置する際の設置届出件数は、2法律合わせて令和3年:24件、令和4年:28件、令和5年:20件と毎年20件前後。その内判断に迷い環境省や近隣都道府県に照会する事例は毎年数件あり、事務担当者は通常の届出処理に加えた事務負担が強いられている。

また、照会に対する官庁等からの回答までに時間を要し事業者への許可が速やかにできず、事業者側への支障も生じている。

### 【支障の解決策】

環境省より各都道府県に提示されている水質汚濁防止法に係る『特定施設の解釈に係るガイドライン』のように、2法律に係る同省への全国からの問合せ事例やQ&A集を作成し、事務担当者が2法律に基づく施設設置の要否が判断できるよう基準を明確化すること。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同じ事例がある場合、全国一律な対応が短時間で可能となり、事業者への時間的負担も軽減される。

根拠法令等

大気汚染防止法第6条、第18条、ダイオキシン類対策特別措置法第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、郡山市、いわき市、岐阜市、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高松市、久留米市

○担当者の異動等があっても適正な判断ができるよう事例集等の作成は必要と感じているが、独自に作成するのは困難なため、環境省から技術的助言として事例集等を提供していただきたい。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

## 提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

## 提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が持っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

## 具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思われる。

### 【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

### 【具体的な当県での事務負担】

・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間

・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	344	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

浄水発生土の廃棄物該当性の判断基準及び浄水発生土輸送費に関する規制緩和

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

- ① 有害物質含有量が規制値以下であることが試験結果で確認できる浄水発生土を公共事業に活用するため、浄水発生土は廃棄物に該当しないことの明確化を求める。
- ② ①が実現できない場合、平成 25 年3月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知において、浄水汚泥を公共工事で利用する場合の客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化することを求める。

## 具体的な支障事例

- ① 水道事業の浄水発生土については、平成 25 年3月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知第四の規定に基づき、譲渡先が浄水汚泥を再生利用する製造業やエネルギー源として利用するものとして確立・継続した事業でないこと、製品の原材料の一部としての再生利用ではなくエネルギー源の一部としても利用されないことから「廃棄物」として扱わざるを得ない状況であり、産業廃棄物の汚泥として委託処分している。公共工事間利用の需要もあり、資源の有効活用及び経費削減を図るため、有害物質含有量が規制値以下であることが確認できる場合は、浄水発生土を廃棄物に該当しないこととされたい。
- ② 公共事業の発生土を工事間利用する場合は、無償譲渡とすることが一般的である。平成 25 年3月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知において、公共工事で利用できる浄水汚泥について、客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化されたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- 1 浄水発生土の資源としての有効利用
- 2 水道事業における処分費の削減及び公共事業における土に係るコスト削減

## 根拠法令等

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成 24 年4月3日閣議決定)において平成 24 年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成 25 年3月 29 日付け環廃産発第 13032911 号通知)第四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、安来市

○当県においては、工業用水道で発生する発生土について、販売できなかった場合は、産業廃棄物として処分している。廃棄物か否かを判断する際に発生土も輸送費を含むことが可能になれば、有価物として販売の幅が広がると考えており、産業廃棄物として処分する費用の抑制が図れることから、②のとおり明確化されたい。

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	362	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化

## 提案団体

熊本県

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

## 求める措置の具体的内容

産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付を e-Gov で可能とし、オンライン完結を実現すること

## 具体的な支障事例

### 【産業廃棄物処理業に係る申請について】

令和6年提案(管理番号 49)において、産業廃棄物処理業に係る変更の届出については e-Gov を活用する方向で検討されることとなったが、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っている。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口へ足を運んでいただく必要があり、事業者に対し一定の負担を強いる状況は変わらない。一部の自治体では、電子申請が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって煩雑さがある。

また、申請手数料の納付については収入証紙を用いており、申請手続のみ電子化が実現されてもオンライン完結に至らない。申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものとする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者(行政書士)からは、許可申請の電子化により、施設の設置許可申請時や処分業の許可申請時に添付する施設の図面等を複数用意する必要がなくなり手間が省ける。との声あり。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者による申請手続がオンラインで完結し、事業者サービスの向上に寄与する。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の2第 3 項、第 14 条の5第 3 項  
地方自治法第 227 条、第 231 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市

○産業廃棄物処理業に係る許可申請では、省令により登記事項証明書や住民票の写しといった公的書類の提出を求められており、これらがオンライン申請の支障となっている。また、行政書士法施行規則第9条第2項の規定により、行政書士が作成した書類には記名して職印を押すこととなっているため、紙による申請が必要となる状況となっている。

○当県では令和6年度末に廃掃法手続きの電子申請(オンライン決済)を可能としたが、処理業の変更届のみが e-Gov 対応となると申請手続きの一貫性が担保できず申請者・審査者相互にとって事務処理が煩雑となる。許可から廃止に至るまでの一連の手続きについて、全国統一した申請フォームにより e-Gov 対応とすることで相互にメリットが生まれるものとする。